

事務所ニュース [No.302]



★ホームページをリニューアルしました★

パソコン、スマートフォンで「オフィス・コア」と検索していただくと最新のコンテンツを閲覧できます。「事務所ニュース」をホームページでご覧ください。

給与台帳・給与明細のデジタル化！**ペーパーレス**の給与台帳は管理が簡単です。個人の給与明細はご自分のスマホで確認できます。便利で安心！！

離職票を直接離職者の方に！

—2025.1.20—

求職者給付（失業給付）を受給するための手続きが簡略化されます

現在 当事務所 → ハローワーク → 当事務所 → 事業所 → 離職された方へ

離職
手続き

終了後
の書類

終了後
の書類

書類送付

改正後 当事務所 → ハローワーク → 離職された方へ

離職票等をハローワークから**直接離職者の方**へマイナポータルに送付します。

事業所から離職者に郵送する事務がなくなります。

離職をされる方が離職票を早く受け取れます。

※このサービスを受けるためには、一定の条件・手続きが必要です。

マイナポータルの接続などの詳細は、ハローワークへお尋ねください

社会保険改正予定 —健康保険・厚生年金—

現行 短時間就労者の加入要件

- ① 被保険者数 **51人**以上の企業
- ② 週の所定労働時間 **20時間**以上
- ③ 月額賃金 **8.8万円**以上

改正予定

2027.10～	2029.10～	2032.10～	2035.10～
36人以上	21人以上	11人以上	廃止

在職老齢年金
(月給与+賞与1/12月+厚生年金月額)
合計が**50万円**超の場合年金が調整

2025.4～
50万円 → **51万円**
※**62万円**に引上げる方向で検討中

育児・介護休業法改正のポイント

2025.4.1 施行 2025.10.1 施行と2回に分けて改正になります

2025.4.1 施行 **主な改正**

	現在	改正後
子の看護休暇	小学校入学前の子	小学校3年生終了まで
所定外労働時間制限	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就業前の子
介護休暇の取得 除外対象となる労働者	①週の所定労働日数2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	②の条件が撤廃

◎その他テレワークの導入や雇用環境整備等、義務化や努力義務化が施行されます

社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会・外国人登録支援機関

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : contact@office-coa.ne.jp



HP : <https://www.office-coa.net>